

令和5年度 第1回 集団指導資料

豊島区介護保険課

令和6年3月31日までに策定が義務付けられている措置
について（抜粋）

下記の取り組みは、令和6年3月31日までの経過措置期間が終わると、実施が義務付けられています。期間満了時まで確実に実施できるよう、基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。

高齢者虐待の防止
感染症の予防及びまん延の防止
業務継続計画の策定等

高齢者虐待の防止

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

1. 必要な措置

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・委員会を定期的で開催し、従業者への委員会結果の周知
- ・虐待の防止のための指針を策定・整備
- ・従業者に対して定期的な研修を行うため研修計画を定める
- ・研修計画に基づいた研修の実施と研修内容の記録
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ・虐待または虐待が疑われる事案が発生したときは、再発防止策を講じるとともに区に報告

2. 研修の頻度

研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なります。

- ・年2回：(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ・年1回：上記以外のサービス

3. 対象サービス

全サービス

4. 運営規程への記載・追記

虐待の防止のための措置に関する事項は、令和6年3月31日までに運営規程に定める必要があります。体制整備を行った上で運営規程に記載してください。

5. 記載例

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第●条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年●回以上）実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を講じるとともに区へ報告する。

6. 関連情報

【厚生労働省】高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等（外部リンク）

新しいウィンドウで開きます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要があります（施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）。

1. 必要な措置

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・ 委員会の定期的開催（年2回以上）
- ・ 従業者への委員会結果の周知
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ 研修・訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 感染対策措置を適切に実施するための専任担当者の設置・従業員の役割分担

2. 対象サービス

全サービス

3. 関連情報

【厚生労働省】介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
(外部リンク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisa_kumatome_13635.html

業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

1. 必要な措置

- ・業務継続計画の策定
- ・業務継続計画の定期的な計画の見直し
- ・従業者への業務継続計画の周知
- ・研修・訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）

2. 業務継続計画に記載される項目

【感染症に係る業務継続計画】

ア 平時からの備え

- ・体制構築・整備
- ・感染症防止に向けた取組の実施
- ・備蓄品の確保等

イ 初動対応

ウ 感染拡大防止体制の確立

- ・保健所との連携
- ・濃厚接触者への対応
- ・関係者との情報共有等

【災害に係る業務継続計画】

ア 平常時の対応

- ・建物・設備の安全対策
- ・電気・水道等のライフラインが停止の場合の対策
- ・必要品の備蓄等

イ 緊急時の対応

- ・業務継続計画発動基準対応体制等

ウ 他施設及び地域との連携

3. 対象サービス

全サービス

4. 関連情報

【厚生労働省】介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
（外部リンク）新しいウィンドウで開きます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html